

路外駐車場の届出に関するチェックシート

駐 車 場 名 :

駐 車 場 住 所 :

駐 車 場 種 別 : ☐ 建築物 ⇒ (☐ 附置義務駐車施設)

☐ 建築物以外 ⇒ (☐ 附置義務駐車施設 ☐ 特定路外駐車場)

1. 届出書類

	名称等	建築物	建築物以外	備考
1	路外駐車場設置（変更） 届出書（様式1）	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	変更の場合は、変更箇所を朱書
2	駐車場施設の概要	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	面積計算書、建築物の構造等
3	路外駐車場の位置を 表示した付近見取図 （縮尺1/10,000以上）	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	周辺の学校等主要施設を明示
4	路外駐車場の区域等 を表示した平面図 （縮尺1/200以上）	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	駐車場区域、周辺道路、出入口、駐車マス、 車路、施行令第7条第1項に規定する部分等 一般公共の用に供する部分とそれ以外の部分を 明示
5	通行標識・路面表示、 案内看板等 の図面	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	駐車場の供用時間及び駐車料金の明示等
6	各階の平面図 （縮尺1/200以上）	☐ 有 ☐ 無		屈曲部には回転軌跡を表示
7	立面図 （2面以上） （縮尺1/200以上）	☐ 有 ☐ 無		
8	断面図 （2面以上） （縮尺1/200以上）	☐ 有 ☐ 無		車路及び駐車マスのほり下の有効高さを表示
9	避難階段又はそれに代 わる施設を示したもの	☐ 有 ☐ 無		直接地上へ通じる出入口がある階・大臣認定 を受けた特殊装置の部分については必要なし
10	耐火構造の壁又は特定 防火装置によって区画 したことを示したもの	☐ 有 ☐ 無		給油所その他火災の危険のある施設を附置 する場合のみ
11	換気風量が計算された もの（各階ごと）	☐ 有 ☐ 無		機械換気：必要換気量と換気能力の比較 自然換気：必要換気量と開口部面積の比較
12	照明の照度分布が示さ れたもの（各階ごと）	☐ 有 ☐ 無		屋上についても必要

	名称等	建築物	建築物以外	備考
13	大臣認定書の写し及び 仕様書又は全体組立図	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	特殊装置を用いる場合のみ (機械式駐車施設等)
14	建築確認通知書の写し	☐ 有 ☐ 無		
15	附置義務駐車施設設 置届出書の写し	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	附置義務駐車施設が設置されている場合のみ
16	路外駐車場設置(変更) 届出書に添付する書面 (様式8)		☐ 有 ☐ 無	特定路外駐車場のみ
17	公共的施設新設等事前 協議書(様式9)及び 整備基準チェックリスト (様式10)	建築指導部 へ提出	☐ 有 ☐ 無	特定路外駐車場のうち駐車マスの面積が 1,000㎡以上の場合のみ (札幌市福祉のまちづくり条例に基づく)

2. 構造基準(駐車場法)

項 目 (手引き P11～P12)			チェック	備考
出入口(施行令第7条)	設置が禁止されている箇所	太字二重下線：国土交通大臣認定により出入口の設置が可能な場所		
		軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂	☐ 適 ☐ 否	
		<u>トンネル</u>	☐ 適 ☐ 否	
		交差点及びその側端から5m以内の部分	☐ 適 ☐ 否	
		<u>道路の曲り角から5m以内の部分</u>	☐ 適 ☐ 否	
		横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端から前後に5m以内の部分	☐ 適 ☐ 否	
		<u>安全地帯の左側及びその前後の側端から前後に10m以内の部分</u>	☐ 適 ☐ 否	
		<u>軌道車の停留所及びバス停から前後に10m以内の部分</u>	☐ 適 ☐ 否	
		踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分	☐ 適 ☐ 否	
		横断歩道橋(地下横断歩道を含む。)の昇降口から5m以内の道路の部分	☐ 適 ☐ 否	
		幼稚園、小学校、盲学校、聾学校、養護学校、保育所、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園、児童館の出入口から20m以内の部分 (「歩道に柵が設けられた道路」や「歩道が有り、かつ、中央分離帯等により車線が往復の方向別に分離されている道路」以外の道路については、出入口の反対側及びその左右20m以内の部分を含む)	☐ 適 ☐ 否	
		<u>橋</u>	☐ 適 ☐ 否	
		<u>幅員6m未満の道路</u> 又は縦断勾配が10%を超える道路	☐ 適 ☐ 否	

項 目（手引き P12～P15、P17～25）				チェック	備考		
出入口（施行令第7条）	「前面道路が2以上ある場合」 自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設ける（歩行者の通行に著しい支障を及ぼす恐れのある場合等を除く）			☐ 適 ☐ 否			
	「駐車マスの面積が 6,000㎡以上の場合」 出口と入口とを分離し、その間隔を10m以上とする（中央分離帯等により車線が往復の方向別に分離されている場合を除く）			☐ 適 ☐ 否			
	「自動車の回転を容易にする必要がある場合」 隅切りを設け、切取線の長さを 1.5m以上とする			☐ 適 ☐ 否			
	「出口のみ」 敷地境界から2m（二輪1.3m）後退した車路の中心線1.4mの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かって左右にそれぞれ60度以上の範囲内において歩行者の存在を確認できるようにする			☐ 適 ☐ 否			
車路（施行令第8条）	車路の幅員	料金所が設置され歩行者が通行しない一方通行		2.75m以上（二輪1.75m）	☐ 適 ☐ 否		
		上記に掲げる以外の一方通行		3.5m以上（二輪2.25m）	☐ 適 ☐ 否		
		相互通行		5.5m以上（二輪3.5m）	☐ 適 ☐ 否		
	建築物のみ	大臣認定特殊装置の使用部分（施行令第8～14条適用外）			☐ 有 ☐ 無		
		ターンテーブルの無い車路の屈曲部の内法半径		5.0m以上（二輪3.0m）	☐ 適 ☐ 否		
		車路の縦断勾配		17%以下	☐ 適 ☐ 否		
		車路の路面は、粗面とし、滑りにくい材料で仕上げる			☐ 適 ☐ 否		
		車路のはり下の高さが一番低い部分		2.3m以上	☐ 適 ☐ 否		
		駐車マスのはり下の高さが一番低い部分		2.1m以上	☐ 適 ☐ 否		
		避難階段（施行令第10条）		「直接地上に通じる出入口が無い階のみ」 避難階段等を設ける	☐ 適 ☐ 否		
		防火区画（施行令第11条）		「火災の危険のある施設を附置する場合」 防火区画等を設ける	☐ 適 ☐ 否		
		換気装置（施行令第12条）		機械換気：内部の空気を直接外気と交換出来る換気装置	床面積×14㎡/時以上	☐ 適 ☐ 否	
				自然換気：換気に有効な開口部の面積	床面積の1/10以上		
		照明装置（施行令第13条）		車路の路面に必要な照度	10 ルクス以上	☐ 適 ☐ 否	
				駐車マスの路面に必要な照度	2 ルクス以上	☐ 適 ☐ 否	
		警報装置（施行令第14条）		自動車の出入及び道路交通の安全を確保するために必要な警報装置を設ける		☐ 適 ☐ 否	
特殊装置（施行令第15条）	大臣認定特殊装置の使用部分（施行令第8～14条適用外）			☐ 有 ☐ 無			
	二段方式は除く	特殊装置と道路の間に、自動車2台以上を停留し、又はターンテーブルを設けることが出来る空地の設置		幅 5.5m以上 長さ 5.0m以上	☐ 適 ☐ 否		
		特殊装置の出口と入口とが分離された構造の場合、特殊装置の入口と道路の間に、自動車1台以上を停留することが出来る空地の設置		幅 3.5m以上 長さ 5.0m以上	☐ 適 ☐ 否		
供用時間等の明示（施行令第17条）		利用者の見やすい場所に供用時間及び駐車料金の額を明示する			☐ 適 ☐ 否		

3. 構造基準（バリアフリー新法）

項 目 （手引き P16）					チェック	備考	
車いす使用者用駐車マス	車いす使用者用駐車マスの数 （普通自動車以外の自動車を除く）		200台以下 →総数の2%以上 200台超 →1%+2以上	☐ 適 ☐ 否			
	車いす使用者用駐車マスの幅		350cm以上	☐ 適 ☐ 否			
	車いす使用者用駐車マスであることの表示			☐ 適 ☐ 否			
	移動等円滑化経路（次項）の長さができるだけ短くなる位置に設ける			☐ 適 ☐ 否			
移動等円滑化経路 （高齢者や障がい者等が道路等まで円滑に移動できる経路）	次の基準を満たした移動等円滑化経路を1以上設ける			☐ 適 ☐ 否			
	経路の基準	出入口の幅		80cm以上	☐ 適 ☐ 否		
		経路の幅		120cm以上	☐ 適 ☐ 否		
		車いすの転回に支障がない場所の設置		50m以内ごと	☐ 適 ☐ 否		
		経路上に段または傾斜路（勾配が1/20を超える）部分			☐ 有 ☐ 無		
		段・傾斜路がある場合	傾斜路の幅	段に代わる傾斜路 120cm以上	☐ 適 ☐ 否		
				段に併設する傾斜路 90cm以上			
		傾斜路の勾配	高さが16cmを超える 1/12以下	☐ 適 ☐ 否			
			高さが16cm以下 1/8以下				
	傾斜路の手すりが必要な箇所		・勾配1/12超 ・高さ16cm超	☐ 適 ☐ 否			
踊場	「高さ75cm超の場合」 高さ75cm以内ごとに、踏幅150cm以上の踊場を設ける			☐ 適 ☐ 否			

4. 管理規程

項 目 （関係法令等 P8 / 手引き P7）				チェック	備考
駐車料金 （施行令第16条）	能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含む額をこえない			☐ 適 ☐ 否	
	不当な差別的取扱となる額でない			☐ 適 ☐ 否	
	負担能力にかんがみ、その利用を困難にするおそれのない額である			☐ 適 ☐ 否	
記載項目 （法第13条） （施行令第16条） （施行規則第3・4条）	路外駐車場の名称			☐ 有 ☐ 無	
	路外駐車場管理者の氏名、住所			☐ 有 ☐ 無	
	供用時間（休業日、1日における供用時間の開始・終了時刻）			☐ 有 ☐ 無	
	駐車料金（上限額）			☐ 有 ☐ 無	
	供用契約に関する事項 （自動車の滅失、損傷についての損害賠償に関する事項も必要）			☐ 有 ☐ 無	
	駐車場の構造上駐車することができない自動車			☐ 有 ☐ 無	
	「附帯業務が有る場合」 附帯業務の概要			☐ 有 ☐ 無	

路外駐車場の届出に関するチェックシート

駐 車 場 名 : ○○○パーキング

駐 車 場 住 所 : 札幌市○○区○○条○○丁目○-○

駐 車 場 種 別 : ■ 建築物 ⇒ (☐ 附置義務駐車施設

☐ 建築物以外 ⇒ (☐ 附置義務駐車施設 ☐ 特定路外駐車場)

記 載 例
(自走式立体駐車場の例)

1. 届出書類

	名称等	建築物	建築物以外	備考
1	路外駐車場設置(変更) 届出書(様式1)	■ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	変更の場合は、変更箇所を赤書
2	駐車場施設の概要	■ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	面積計算書、建築物の構造等
3	路外駐車場の位置を 表示した付近見取図 (縮尺1/10,000以上)	■ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	周辺の学校等主要施設を明示
4	路外駐車場の区域等 を表示した平面図 (縮尺1/200以上)	■ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	駐車場区域、周辺道路、出入口、駐車マス、 車路、施行令第7条第1項に規定する部分等 一般公共の用に供する部分とそれ以外の部分を 明示
5	通行標識・路面表示、 案内看板等 の図面	■ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	駐車場の供用時間及び駐車料金の明示等
6	各階の平面図 (縮尺1/200以上)	■ 有 ☐ 無		屈曲部には回転軌跡を表示
7	立面図 (2面以上) (縮尺1/200以上)	■ 有 ☐ 無		
8	断面図 (2面以上) (縮尺1/200以上)	■ 有 ☐ 無		車路及び駐車マスのほり下の有効高さを表示
9	避難階段又はそれに代 わる施設を示したもの	■ 有 ☐ 無		直接地上へ通じる出入口がある階・大臣認定 を受けた特殊装置の部分については必要なし
10	耐火構造の壁又は特定 防火装置によって区画 したことを示したもの	☐ 有 ■ 無		給油所その他火災の危険のある施設を附置 する場合のみ
11	換気風量が計算された もの(各階ごと)	■ 有 ☐ 無		機械換気: 必要換気量と換気能力の比較 自然換気: 必要換気量と開口部面積の比較
12	照明の照度分布が示さ れたもの(各階ごと)	■ 有 ☐ 無		屋上についても必要

該当するチェックボックスに
着色またはレ点を記入

	名称等	建築物	建築物以外	備考
13	大臣認定書の写し及び仕様書又は全体組立図	☐ 有 ☒ 無	☐ 有 ☐ 無	特殊装置を用いる場合のみ (機械式駐車施設等)
14	建築確認通知書の写し	☒ 有 ☐ 無		
15	附置義務駐車施設設置届出書の写し	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	附置義務駐車施設が設置されている場合のみ
16	路外駐車場設置(変更)届出書に添付する書面(様式8)		☐ 有 ☐ 無	特定路外駐車場のみ
17	公共的施設新設等事前協議書(様式9)及び整備基準チェックリスト(様式10)	建築指導部へ提出	☐ 有 ☐ 無	特定路外駐車場のうち駐車マスの面積が1,000㎡以上の場合のみ (札幌市福祉のまちづくり条例に基づく)

2. 構造基準(駐車場法)

備考欄に、基準に適合していることを確認出来る図面番号等を記入

項 目 (手引き P11~P12)		チェック	備考
出入口(施行令第7条)	太字二重下線：国土交通大臣認定により出入口の設置が可能な場所		
	軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂	☒ 適 ☐ 否	平面図
	<u>トンネル</u>	☒ 適 ☐ 否	平面図
	交差点及びその側端から5m以内の部分	☒ 適 ☐ 否	平面図
	<u>道路の曲り角から5m以内の部分</u>	☒ 適 ☐ 否	平面図
	横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端から前後に5m以内の部分	☒ 適 ☐ 否	平面図
	<u>安全地帯の左側及びその前後の側端から前後に10m以内の部分</u>	☒ 適 ☐ 否	平面図
	<u>軌道車の停留所及びバス停から前後に10m以内の部分</u>	☒ 適 ☐ 否	平面図
	踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分	☒ 適 ☐ 否	平面図
	横断歩道橋(地下横断歩道を含む。)の昇降口から5m以内の道路の部分	☒ 適 ☐ 否	平面図
	幼稚園、小学校、盲学校、聾学校、養護学校、保育所、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園、児童館の出入口から20m以内の部分 (「歩道に柵が設けられた道路」や「歩道が有り、かつ、中央分離帯等により車線が往復の方向別に分離されている道路」以外の道路については、出入口の反対側及びその左右20m以内の部分を含む)	☒ 適 ☐ 否	平面図
	<u>橋</u>	☒ 適 ☐ 否	平面図
	<u>幅員6m未満の道路</u> 又は縦断勾配が10%を超える道路	☒ 適 ☐ 否	平面図

項 目 （手引き P12～P15、P17～25）				チェック	備考	
出入口（施行令第7条）	「前面道路が2以上ある場合」 自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設ける（歩行者の通行に著しい支障を及ぼす恐れのある場合等を除く）			☐ 適 ☐ 否	適用外	
	「駐車マスの面積が 6,000㎡以上の場合」 出口と入口とを分離し、その間隔を10m以上とする（中央分離帯等により車線が往復の方向別に分離されている場合を除く）			☐ 適 ☐ 否	適用外	
	「自動車の回転を容易にする必要がある場合」 隅切りを設け、切取線の長さを 1.5m以上とする			☐ 適 ☐ 否	適用外	
	「出口のみ」 敷地境界から2m（二輪1.3m）後退した車路の中心線1.4mの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かって左右にそれぞれ60度以上の範囲内において歩行者の存在を確認できるようにする			☒ 適 ☐ 否	平面図	
車路（施行令第8条）	車路の幅員	料金所が設置され歩行者が通行しない一方通行		2.75m以上（二輪1.75m）	☒ 適 ☐ 否	平面図
		上記に掲げる以外の一方通行		3.5m以上（二輪2.25m）	☒ 適 ☐ 否	平面図
		相互通行		5.5m以上（二輪3.5m）	☒ 適 ☐ 否	平面図
	建築物のみ	大臣認定特殊装置の使用部分（施行令第8～14条適用外）		☐ 有 ☒ 無		
		ターンテーブルの無い車路の屈曲部の内法半径		5.0m以上（二輪3.0m）	☒ 適 ☐ 否	平面図
		車路の縦断勾配		17%以下	☒ 適 ☐ 否	平面図
		車路の路面は、粗面とし、滑りにくい材料で仕上げる		☒ 適 ☐ 否	概要	
		車路のほり下の高さが一番低い部分		2.3m以上	☒ 適 ☐ 否	断面図
		駐車マスのほり下の高さが一番低い部分		2.1m以上	☒ 適 ☐ 否	断面図
		「直接地上に通じる出入口が無い階のみ」 避難階段等を設ける		☒ 適 ☐ 否	平面図	
		「火災の危険のある施設を附置する場合」 防火区画等を設ける		☐ 適 ☐ 否	適用外	
		機械換気：内部の空気を直接外気と交換出来る換気装置		床面積×14㎡/時以上	☒ 適 ☐ 否	換気計算書
		自然換気：換気に有効な開口部の面積		床面積の1/10以上		
	照明装置（施行令第13条）	車路の路面に必要な照度		10 ルクス以上	☒ 適 ☐ 否	照度分布図
		駐車マスの路面に必要な照度		2 ルクス以上	☒ 適 ☐ 否	照度分布図
	警報装置（施行令第14条）	自動車の出入及び道路交通の安全を確保するために必要な警報装置を設ける		☒ 適 ☐ 否	平面図	
	特殊装置（施行令第15条）	大臣認定特殊装置の使用部分（施行令第8～14条適用外）		☐ 有 ☒ 無		
二段方式は除く		特殊装置と道路の間に、自動車2台以上を停留し、又はターンテーブルを設けることが出来る空地の設置	幅 5.5m以上 長さ 5.0m以上	☐ 適 ☐ 否	適用外	
		特殊装置の出口と入口とが分離された構造の場合、特殊装置の入口と道路の間に、自動車1台以上を停留することが出来る空地の設置	幅 3.5m以上 長さ 5.0m以上	☐ 適 ☐ 否	適用外	
供用時間等の明示（施行令第17条）	利用者の見やすい場所に供用時間及び駐車料金の額を明示する			☒ 適 ☐ 否		

3. 構造基準（バリアフリー新法）

項 目 （手引き P16）					チェック	備考	
車いす使用者用駐車マス	車いす使用者用駐車マスの数 （普通自動車以外の自動車を除く）		200台以下 →総数の2%以上 200台超 →1%+2以上	■ 適 □ 否	平面図		
	車いす使用者用駐車マスの幅		350cm以上	■ 適 □ 否	平面図		
	車いす使用者用駐車マスであることの表示			■ 適 □ 否	平面図		
	移動等円滑化経路（次項）の長さができるだけ短くなる位置に設ける			■ 適 □ 否	平面図		
移動等円滑化経路 （高齢者や障がい者等が道路等まで円滑に移動できる経路）	次の基準を満たした移動等円滑化経路を1以上設ける			■ 適 □ 否	平面図		
	経路の基準	出入口の幅		80cm以上	■ 適 □ 否	平面図	
		経路の幅		120cm以上	■ 適 □ 否	平面図	
		車いすの転回に支障がない場所の設置		50m以内ごと	■ 適 □ 否	平面図	
		経路上に段または傾斜路（勾配が1/20を超える）部分			□ 有 ■ 無		
		段・傾斜路がある場合	傾斜路の幅		段に代わる傾斜路 120cm以上	□ 適 □ 否	適用外
					段に併設する傾斜路 90cm以上		
			傾斜路の勾配		高さが16cmを超える 1/12以下	□ 適 □ 否	適用外
					高さが16cm以下 1/8以下		
		傾斜路の手すりが必要な箇所		・ 勾配1/12超 ・ 高さ16cm超	□ 適 □ 否	適用外	
	踊場	「高さ75cm超の場合」 高さ75cm以内ごとに、踏幅150cm以上の踊場を設ける		□ 適 □ 否	適用外		

4. 管理規程

項 目 （関係法令等 P8 / 手引き P7）				チェック	備考
駐車料金 （施行令第16条）	能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含む額をこえない			■ 適 □ 否	
	不当な差別的取扱となる額でない			■ 適 □ 否	
	負担能力にかんがみ、その利用を困難にするおそれのない額である			■ 適 □ 否	
記載項目 （法第13条） （施行令第16条） （施行規則第3・4条）	路外駐車場の名称			■ 有 □ 無	
	路外駐車場管理者の氏名、住所			■ 有 □ 無	
	供用時間（休業日、1日における供用時間の開始・終了時刻）			■ 有 □ 無	
	駐車料金（上限額）			■ 有 □ 無	
	供用契約に関する事項 （自動車の滅失、損傷についての損害賠償に関する事項も必要）			■ 有 □ 無	
	駐車場の構造上駐車することができない自動車			■ 有 □ 無	
	「附帯業務が有る場合」 附帯業務の概要			□ 有 □ 無	適用外